

議会第1号

義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

政府及び関係行政庁に対し、地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年6月22日

提出者 塩尻市議会社会文教常任委員会
委員長 小澤 彰 一

義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところです。

しかし、昭和60年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、平成18年の「三位一体改革」の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることが懸念される事態となっています。

そこで、地方教育行政の実情が十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、2023年度予算編成において、次の事項を実現するよう強く要望します。

- 1 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

塩 尻 市 議 会